

感 企 第 4 0 6 7 号
令和 5 年 1 月 31 日

各無料検査実施事業者 様

大阪府健康医療部理事

大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査事業の終了について（通知）

令和 3 年 12 月 23 日に開始しました大阪府新型コロナウイルス感染症無料検査事業（以下、「本事業」とします。）について、各事業者におかれては、これまでの数度にわたる制度変更にご対応いただきながら、多数の検査を実施していただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の検査に関しては、事業開始当時、無症状の府民にとって受検機会が極めて限られており、日常生活や経済社会活動を行う上での感染リスクの引き下げのため、府としても無料検査事業所の拡大に取り組んできましたが、現在では抗原定性検査キットが O T C 化されたこと等により検査へのアクセスが容易となり、自己検査の普及がすすんでいます。

こうした変化を踏まえ、令和 5 年 3 月 31 日（金）をもって、本事業を終了することといたしました。

改めて、これまでのご協力に感謝いたしますとともに、事業終了及びその後の手続き完了までの間、引き続き本事業の適正な執行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 検査件数の週次報告期限について

最終週の令和 5 年 3 月 27 日（月）から 3 月 31 日（金）までの実績につきましては、令和 5 年 4 月 3 日（月）13 時までにご報告ください。

2 実施事業費補助金（ランニング補助金）の交付申請手続き等について

これまで、概ね四半期ごとの実績に基づき申請を行っていただきましたが、令和 4 年 12 月 26 日から令和 5 年 3 月 31 日分までは、今年度中に見込み件数により申請していただいた後、令和 5 年 4 月に実績報告を行っていただきます。具体的な期日や様式等に関しては、後日ご案内します。

なお、補助金額は、これまで通り検査実施件数×単価で計算された額です。無料検査に使用しなかった試薬や検査キット等の経費は支給対象となりませんので、今後の仕入れ等に関しご留意ください。

3 無料検査実施事業者・実施事業所の登録解除について

無料検査実施事業者（代表者）及び実施事業所の登録については、令和 5 年 3 月 31 日をもって自動的に解除となります。なお、解除通知書については送付しません。

4 令和5年2月1日以降の無料検査実施事業者・実施事業所の変更申請について

検査実施場所の変更は令和5年2月28日（火）18時、その他の変更は令和5年3月15日（水）18時で受付を終了します。

5 本事業に係る書類の保存について

実施要領や、補助金（体制整備・実施事業費ともに）交付要領に記載していますとおり、本事業に係る証拠書類については10年間の保存が必要です。本事業終了後も適切に保存いただきますようお願いします。

【問い合わせ先】

大阪府「無料検査事業」コールセンター
TEL：06-7177-9542